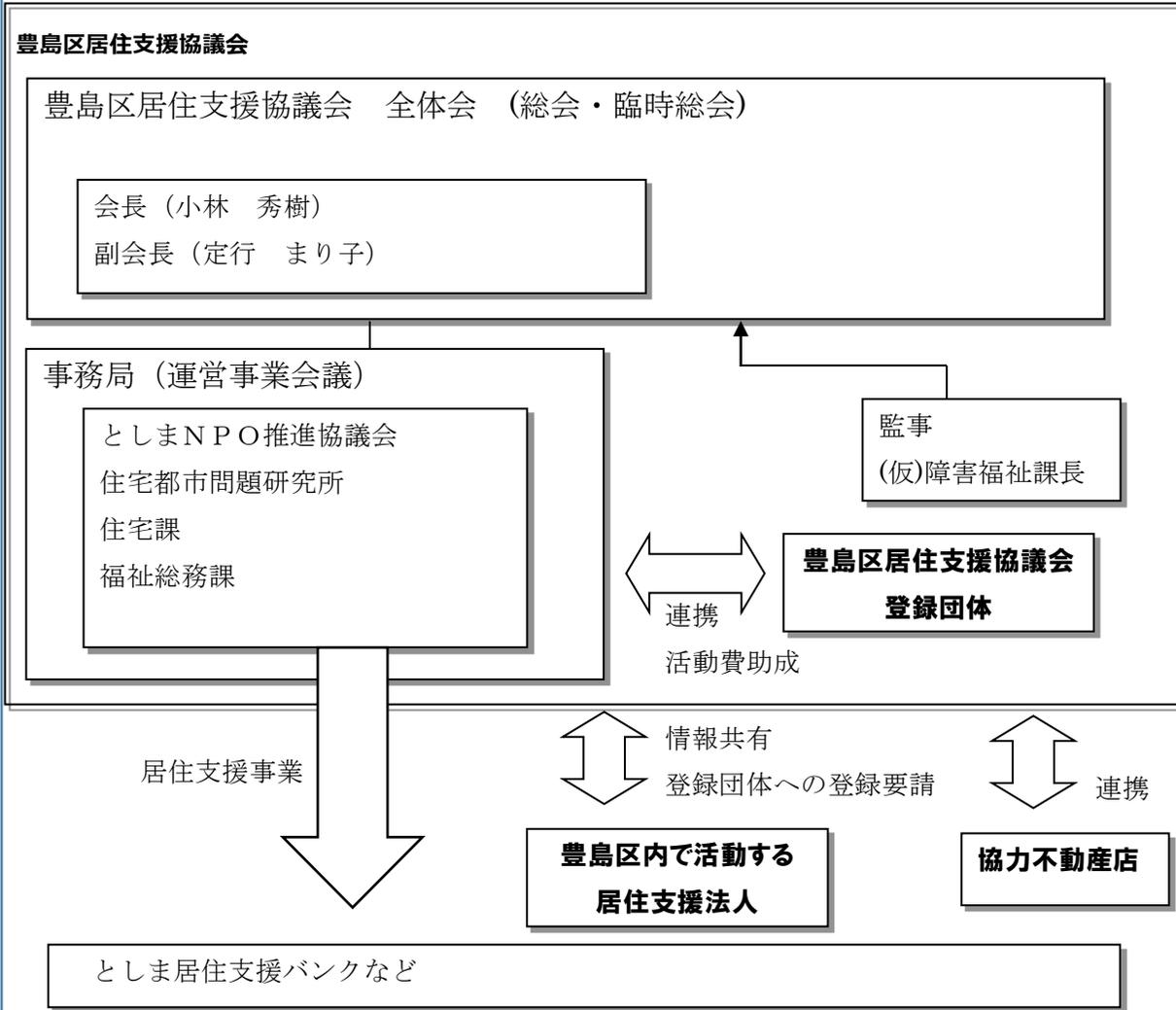


- ・ 豊島区居住支援協議会－全体会 年1回総会、必要に応じ臨時総会を開催
- ・ 代表者として会長と副会長を置く
- ・ 協議会の財産及び会務執行状況を監査するために監事を置く
- ・ 協議会の運営と居住支援事業の運営のために事務局を置く
- ・ **事務局は居住支援事業を、登録団体と協働で行う。**
- ・ **豊島区内で活動する居住支援法人には、登録団体への登録要請や情報共有を積極的に行う。**

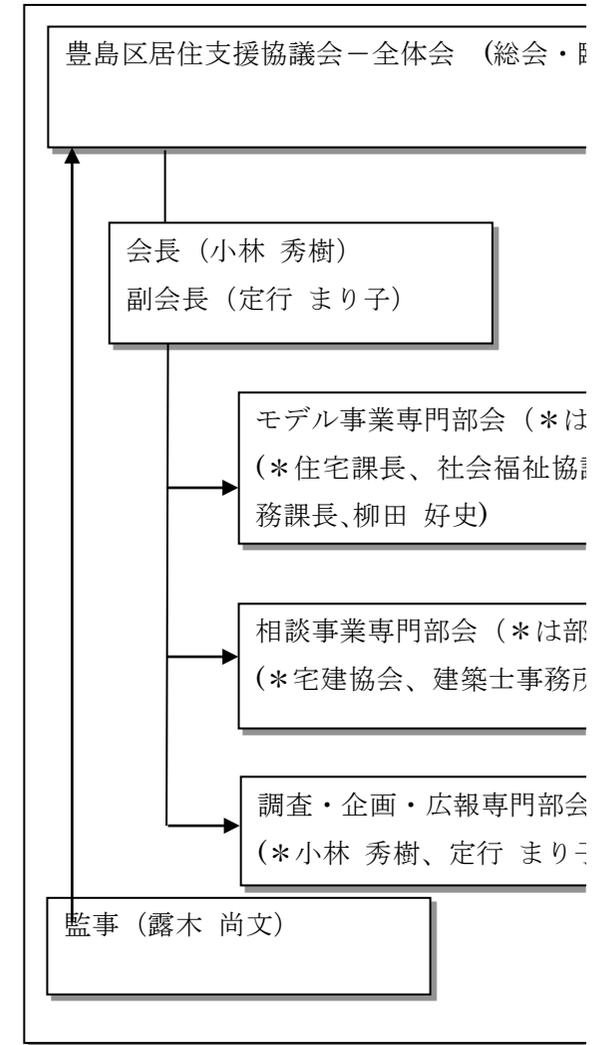


[変更箇所]

- ・ 事務局に福祉総務課を追加
- ・ 登録団体と居住支援法人との連携

□組織構成の考え方

- ・ 豊島区居住支援協議会－全体会 年1
- ・ 代表者として会長と副会長を置く
- ・ 協議会の財産及び会務執行状況を監査す
- ・ 協議会の運営と事業の運営のために事務
- ・ 事業・役割に基づき専門部会を組織する



事務局